

県南広域振興局長告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年5月14日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市東山町松川字館84番8地先から82番4地先まで	新	A 10.7～7.4 m	m 124.0
		B 20.0～7.5	148.2
	旧	A 10.7～7.4	124.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 令和3年5月14日から同年6月14日まで